

屋内モニター広告掲出仕様書

門司区役所に屋内モニター広告を掲出する事業者を次のとおり募集します。

掲出場所等について

施設名称（所在地）	① 門司区役所（北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号） ② 大里出張所（北九州市門司区大里原町 1 2 番 1 2 号）
掲出場所 及び広告の規格	① 門司区役所 1 階 市民ロビー（広告モニター55インチ1台） 1 階 市営住宅・市公社住宅相談コーナー、国保年金課等待合所 （広告モニター43インチ1台） ② 大里出張所 市民ロビー（広告モニター43インチ1台） ※広告主のパンフレット等の設置希望がある場合は、事業者決定後、設置個所・規格等について協議のうえ決定する。
掲出内容	テレビモニター設置による「広告放映」及び「市政情報放映」
掲出期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日 ※ただし、4 年を超えない範囲で更新することができます。
利用者数等	【門司区役所】 ・庁舎の概要：地上3階（一部塔屋あり）、地下1階建て ・職員数：約300人（市の関係機関等の職員含む） ・来庁者数：約800人／日（概数） 【大里出張所】 ・庁舎の概要：地上1階建て ・職員数：約15人 ・利用者数：約315件／日（概算処理件数）
掲出場所の特徴・セールスポイント	来庁者の方には、待ち時間が生じた場合、市民ロビー等でお待ちいただいています。利用者の待合スペースにモニターを設置することで、多くの方の目を引きやすく、高い広告効果を期待できます。
掲出に係る留意事項	○放映時間は、原則、市役所開庁日の8時30分～17時15分とします。 ○放映時間のうち、市政情報を全体の 1 / 4 以上放映してください。 ○市政情報は静止画又は動画とし、月 1 回以上の情報更新をしてください。 ○放映回数・回転数などについては、協議の上、決定することとします。 ○放映は、原則として全モニターが同時・同一の内容としてください。 ○事業者側で、広告データと行政情報を併せて放映できる状態に編集してください（市政情報は市から提供した素材をもとに、事業者側が放映できる状態に加工）。なお、編集後データは、市のチェックを受けて放映してください。 ○音量については、業務に支障のないことが条件です。また、音量調節（無音を含む）を市で行えるようにしてください。 ○モニターの電源については、自動的にON/OFFができるようにしてください。 ○掲出期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、本広告事業を中止することがあります。

募集形態	価格競争制
広告掲載の範囲	「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に準じます。
設置期日	令和５年４月１日

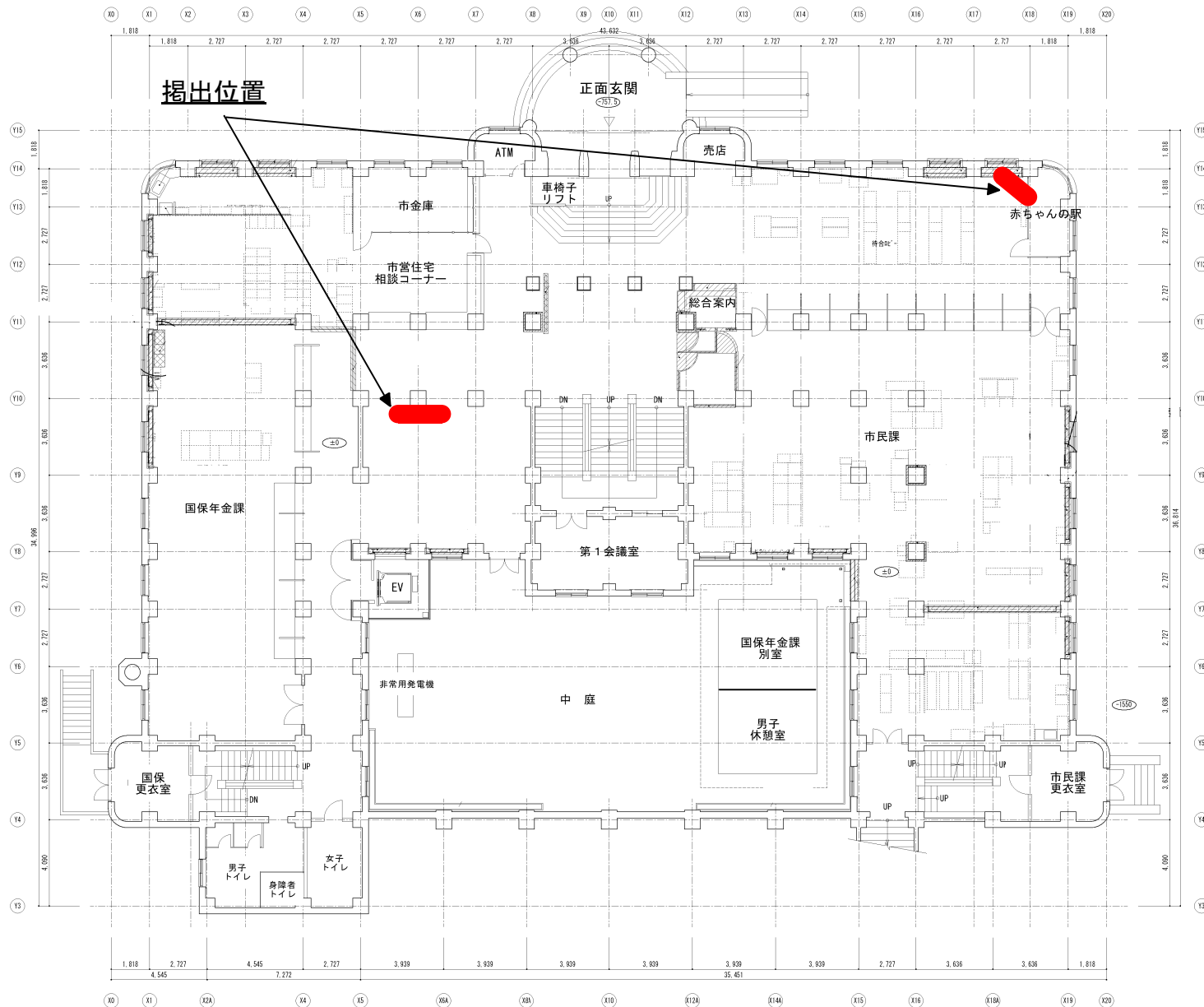
※ 制作費（版下・デザイン）、設置に係る費用は事業者の負担となります。

※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

※ 広告掲出に係る光熱水費は事業者の負担とし、設置後に別途請求となりますので、提案価格には含まないでください。

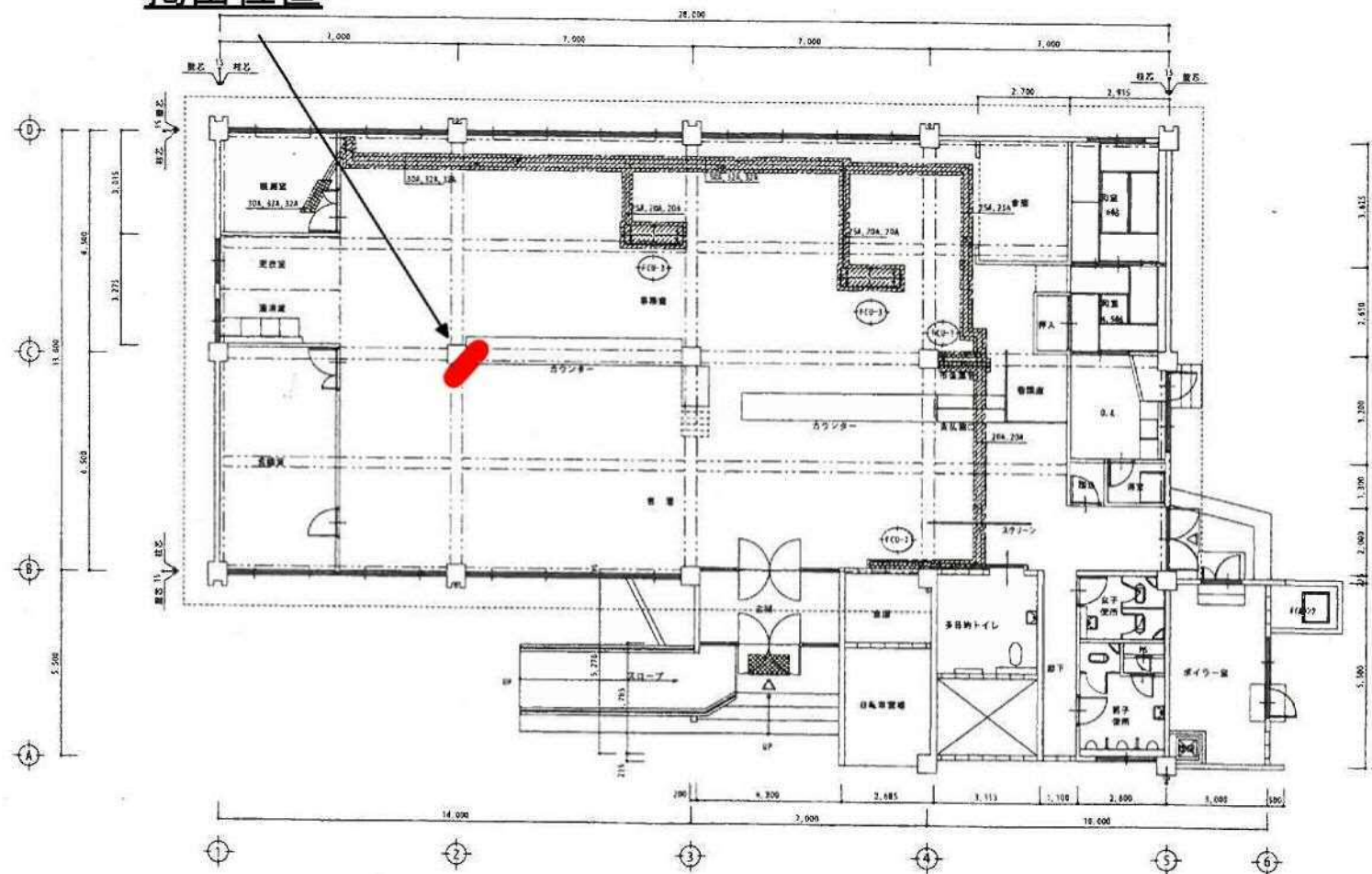
○申込みについて

申込対象	広告代理店(広告代理店１社による、広告掲出枠3箇所の買い切り)
申込方法	別途「北九州市屋内モニター広告事業者募集要項」に記載
申込締切	令和５年１月２７日(金)１７時１５分まで(持参してください)
問合せ先	○門司区役所の募集に関する問い合わせ 門司区役所総務企画課庶務係（担当：松田、左方） 〒803-8510 北九州市門司区清滝一丁目１番１号 TEL：093-331-0001（内線 207） FAX：093-331-1805 ○広告事業全般に関する問い合わせ 北九州市総務局行政経営課（担当：柳井、生野） 〒803-8501 北九州市小倉北区域内１番１号 TEL：093-582-2160 FAX：093-562-1307



大里出張所

掲出位置



構造除去明細表

記号	品名	仕 様	数量	取付場所	備考
(FUP-1)	床板 2775 (K12)	F(U)-A	1	室内	撤去
(FUP-2)	床板 2775 (K12)	F(U)-B	1	室内	撤去
(FUP-3)	床板 2775 (K12)	F(U)-B	2	室内	撤去

撤去平面図 S=1/100 ※ (注記) 1. 図中 斜線部は、新設運転後撤去範囲を示す。

工 事 名	門司区役所大里出張所改修工事	図 号	K20111
規 模	5 階 建 五 年 耐 震	縮 尺	1/200
設 計	北九州市建設都市局建築部建築課	日 付	平成 24 年 3 月
代 表 者	内田 誠	施 工 者	内田 誠